

# 退職時に行う年金の手続について

## <一般組合員・年度末退職向け>

— 公立学校共済組合神奈川支部 —

年金受給権の発生（昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳の誕生日前日）よりも前に退職する場合の年金関係手続についてご案内します。

ここでいう「退職」とは「公務員共済組合の一般組合員の資格を喪失する」ことをいいます。このため、引き続き公立学校で勤務される場合であっても、勤務形態によっては「退職」に該当する場合があります。

種別	勤務形態	年金制度
一般組合員	常勤職員・暫定再任用職員（フルタイム）・任期付職員（フルタイム）・会計年度任用職員（フルタイム13か月目以降）	公立学校共済組合
短期組合員	臨時的任用職員・暫定再任用職員（短時間）・定年前再任用短時間職員・任期付職員（短時間）・会計年度任用職員（短時間）・会計年度任用職員（フルタイム12か月目まで）※週20時間未満勤務の方を除く。	日本年金機構

### 1 62歳以上の方の手続

昨年度までと事務手続に変更があります

#### (1)「就業予定調査・退職届書」について

2月中旬送付予定

年度末時点で62歳以上となる一般組合員の方を対象に、「就業予定調査・退職届書」を所属所あてに送付します。概要は以下のとおりです。詳しくは、2月中旬に送付予定の通知にてご確認ください。

- ◆令和7年度就業予定について回答（引き続き一般組合員の方を除く）
- ◆「Ⅰ就業予定調査」で「退職」に該当した方については、「Ⅱ退職届書」も記入必須

#### (2)公立学校共済組合の年金に係る「退職」の取扱い

4月1日時点 の就業予定	① 一般組合員	退職に該当しません。
	② 他支部・他の公務員共済組合の一般組合員	
	③ 短期組合員（※）	退職に該当します。 ④～⑥に該当する方は「Ⅱ退職届書」の記入必須
	④ 私立学校・民間会社等	
	⑤ 就業予定なし（週20時間未満勤務を含む）	
⑥ 4月2日以降に一般組合員・短期組合員として勤務予定（他支部・他共済での勤務を含む）		

（※）短期組合員 … 勤務形態の変更により、一般組合員から短期組合員となる場合（他支部・他共済を含む）は「種別変更」となり「退職」に該当しますが、4月1日任用開始の方（退職日から引き続く方）については、「Ⅱ退職届書」は省略可とされているため記入不要です。任用開始が4月2日以降となる場合は「Ⅱ退職届書」を記入し、提出してください。



### 3 退職(一般組合員資格を喪失)後の加入年金制度

#### (1) 退職時に 60 歳以上 (S40. 4. 1 以前生まれ) の方

##### ア 厚生年金に加入(勤務先で被用者年金に加入する方)

勤務先を通じて手続を行ってください。

(65 歳未満の方は、厚生年金加入と同時に国民年金(第 2 号被保険者)にも加入することとなります。国民年金についてご自身で行う手続はありません。)

##### イ 就業予定のない方・勤務先で厚生年金に加入しない方(週 20 時間未満勤務の方)・自営業の方

公的年金制度への加入は不要です。

#### (2) 退職時に 60 歳未満 (S40. 4. 2 以降生まれ) の方

##### ア 厚生年金に加入(勤務先で被用者年金に加入する方)

勤務先を通じて手続を行ってください。

(厚生年金加入と同時に国民年金(第 2 号被保険者)にも加入することとなります。国民年金についてご自身で行う手続はありません。)

##### イ 就業予定のない方・勤務先で厚生年金に加入しない方(週 20 時間未満勤務の方)・自営業の方

60 歳になるまでは、次のいずれかにより国民年金に加入する必要があります。

##### (ア) ご自身で加入する(国民年金 第 1 号被保険者)

退職後 14 日以内に、お住まいの市区町村の窓口で加入手続を行ってください。

当共済組合の任意継続組合員となった場合や、子の被扶養者となった場合も国民年金への加入手続は必要です。

##### (イ) 配偶者の被扶養者として加入する(国民年金 第 3 号被保険者)

配偶者が厚生年金に加入しており、ご自身がその配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて「国民年金(第 3 号被保険者)」の加入手続を行ってください。(市区町村窓口での国民年金への加入手続は不要です。)

### 4 60 歳未満の被扶養配偶者の年金加入手続

退職時にご自身の被扶養者となっている配偶者がいる場合、その方(配偶者)は、60 歳になるまで公的年金に加入する必要があります。

退職後、再就職先で厚生年金に加入する場合は、勤務先を通じて配偶者の国民年金(第 3 号被保険者)の加入手続を行ってください。厚生年金に加入しない場合は、市区町村の窓口で配偶者ご本人が「国民年金(第 1 号被保険者)」の加入手続を行ってください。任意継続組合員の被扶養配偶者となる場合も、国民年金の加入手続は必要です。

## 5 年金の見込み額について

ご自身の年金見込み額は、次の方法で確認できます。

### ◆「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末頃に、公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付された「ねんきん定期便」でご確認いただけます。「ねんきん定期便」の年金見込み額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

#### ① 50歳以上60歳未満

60歳まで継続して加入したものと仮定して計算

#### ② 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）

誕生月（送付月）の4か月前までの加入実績を基に、60歳以降の期間も含めて計算。ただし、すでに老齢厚生年金の受給権を有している場合、年金見込み額は表示されません。

### ◆「地共済年金情報 Web サイト」

年金加入記録及び見込み額の確認が可能です。詳しい内容については「公立学校共済組合本部ホームページ」でご確認ください。

地共済年金情報 web サイト→<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

「地共済年金情報 Web サイト」は令和7年3月をもってサービスを終了します。令和7年4月以降は、e-私書箱による新たなサービスを開始する予定です。詳細については決定次第、別途ホームページ等でお知らせします。

※現在の「地共済年金情報 Web サイト」の新規利用申込は、令和7年2月11日までとなります。

## 6 年金の種類

### (1) 老齢厚生年金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆65歳以上であること
- ◆厚生年金の被保険者（組合員）期間等が10年以上あること

なお、老齢厚生年金を受給中の方が勤務先で厚生年金に加入している場合、その総報酬月額相当額と年金の基本月額の合計額が一定額を超えると、年金の支給が一部または全額停止される場合があります。（在職中の支給停止）

#### （参考）支給停止額の算定

- ・総報酬月額相当額…（その月の標準報酬月額） + （直近1年間の標準賞与額 ÷ 12）
- ・年金の基本月額……老齢厚生年金の月額
- ・令和6年度の支給停止基準額…50万円

総報酬月額相当額と年金の基本月額の合計額が、

- ① 50万円以下⇒ 停止なし（全額支給）
- ② 50万円超⇒（総報酬月額相当額 + 基本月額 - 50万円） ÷ 2 の額が月額から停止

## (2) 老齡基礎年金

共済組合の組合員期間や厚生年金に加入した期間、国民年金の保険料納付期間等が通算して10年以上である方が65歳に達したときに、老齡厚生年金に加えて、日本年金機構から支給されます。

(参考) 年金額 (令和6年度)

40年間 (20~60歳) 保険料を納付した場合 816,000円 (満額)

(保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。)

## (3) 老齡年金の繰上げ請求について

老齡年金 (老齡厚生年金、老齡基礎年金) は、本人の希望により60歳から65歳までの間で本来よりも早く受け取ることができます。ただし、繰上げて受給する場合、制約を受ける事項があります。また、繰上げ決定後の取消・変更はできません。

◆年金額は、繰上げた期間1か月につき0.4%<sup>(注)</sup>が減額され、生涯にわたり減額された年金を受給することとなります。

(注) 昭和37年4月1日以前生まれの方は、1か月につき0.5%となります。

◆老齡基礎年金及び公務員期間以外の老齡年金も、すべて同時に繰上げる必要があります。

◆繰上げ請求した日以後、事後重症による障害厚生 (共済) 年金は請求できません。

◆在職中であっても請求はできますが、在職中の支給停止があります。

## (4) 障害厚生年金・障害基礎年金

障害厚生 (共済) 年金は、次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

◆初診日 (障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日) が厚生年金の被保険者期間中 (公立学校共済組合に請求する場合は一般組合員の期間中) にあること

◆障害認定日 (初診日から1年6か月を経過した日) に障害等級1~3級の状態にあること。なお、障害認定日に障害等級1~3級の状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに同一傷病により3級以上の障害状態になった場合も請求可能 (事後重症)。

◆保険料の納付要件を満たしていること (請求時は共済組合に確認)

### 《障害基礎年金》

障害等級が1級または2級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

(参考) 年金額 (令和6年度)

1級 1,020,000円

2級 816,000円

## (5) 遺族厚生年金・遺族基礎年金

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当したときにその遺族に支給されます。

- ◆厚生年金被保険者が死亡したとき※
  - ◆厚生年金被保険者であった方が、その被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき※
  - ◆障害厚生（共済）年金の受給権者（障害等級1級又は2級に該当）が死亡したとき※
  - ◆老齢厚生（退職共済）年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき
- ※支給には保険料納付要件があります。請求時に共済組合に確認してください。

### ◎遺族の範囲および順位

遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、次の表に該当する方が対象となります。優先順位1から4までのうち、最も順位の高い方が受給者となります。

優先順位	遺族
1	配偶者（注1、注2）・子（注1、注3）
2	父母（注2）
3	孫（注3）
4	祖父母（注2）

（注1） 夫及び妻は、内縁関係にある方を含む。

子は、被保険者であった方の死亡時に胎児であった子を含む。

（注2） 夫、父母、祖父母は、被保険者であった方の死亡時に55歳以上であること。

（注3） 子及び孫は、被保険者であった方の死亡時、次のいずれかに該当すること

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと

### ◎参考（年金額）

遺族厚生年金の額は、亡くなられた方の老齢年金のおおよそ4分の3に相当する額となります。（亡くなられた方の厚生年金加入期間や報酬額を基に計算されます。）

### 《遺族基礎年金》

遺族に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じくしている方」または「子のみ」である場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。

（参考）年金額（令和6年度）

基礎額 816,000円＋子の加算額

子の加算額 2人までは1人につき 234,800円

3人目からは1人につき 78,300円